## 公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会東海村事務所 派遣労働者個人情報適正管理規程

(個人情報の取扱い)

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務局長及び業務担当職員と することとする。個人情報取扱責任者は事務局長とすることとする。

(教 育)

第2条 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し、 個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣 元責任者は少なくとも5年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に 関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

(本人への開示および訂正)

- 第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について 開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観 的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正(削 除を含む。以下同じ)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致 するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示又は訂正に係 る取り扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。 (苦情への対応)
- 第4条 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者とすることとする。

## 附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。